

豊島区監査委員公告第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、令和元年度財政援助団体等監査結果の報告に係る措置状況を別添のとおり公表する。

令和2年10月15日

豊島区監査委員

同

同

同

永田謙介

中川貞枝

鈴木善和

高橋佳代子

2 豊総総発第 6 2 9 号
令和 2 年 9 月 1 0 日

豊島区監査委員 様

豊島区長 高野之夫

財政援助団体等監査結果報告における監査委員指摘、指導及び
意見・要望に対する改善等措置及び検討状況の報告について

標記監査結果報告において意見の付された事項について措置を講じたので、
地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、別添のとおり通知します。

**令和元年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 1. 豊島区土地開発公社について(所管課：財産運用課)</p> <p>【2】指導事項 (1) 購入した土地代金と補償金の仕訳について</p> <p>平成30年度に豊島区土地開発公社(以下「公社」という。)が購入した土地のうち1件について、底地権の所有者と借地権の所有者が異なるケースがみられた。この借地権の購入金額については、補償金(残地・借地権補償費)として計上されていた。</p> <p>契約書の表題は、「借地権消滅補償契約書」となっているが、実態は借地権の購入である。また、底地権と借地権をあわせて土地と認識されるものであり、借地権の購入金額は土地の購入金額の一部として計上すべきであった。</p> <p>公社は、今後、契約書の文言にとらわれず、取引の実態に基づき適正な会計処理をされたい。</p> <p style="text-align: right;">(豊島区土地開発公社)</p>	<p>第2 1. 豊島区土地開発公社について(所管課：財産運用課)</p> <p>【2】指導事項 (1) 購入した土地代金と補償金の仕訳について</p> <p>令和元年度決算から、土地購入代金として計上し、適正な会計処理に改めた。</p> <p style="text-align: right;">(豊島区土地開発公社)</p>
	<p>所管課等： 豊島区土地開発公社</p>

**令和元年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 1. 豊島区土地開発公社について(所管課：財産運用課)</p> <p>【3】意見・要望 (1) 公社の必要性について</p> <p>公社の必要性については、かねてより他の自治体でも議論されてきており、廃止を決めた自治体も見られるところである(港区、文京区、江戸川区の3区が廃止)。</p> <p>区では、公社が迅速かつ柔軟に対応することで、計画的なまちづくりに貢献しているとして現時点での必要性を説明している。しかしながら、土地購入のために必要な資金は、すべて民間の金融機関からの借入金であり、借入利息の返済には、区からの補助金が充てられているため、借入利息の分、区の負担が増えるなどのマイナス面もみられる。</p> <p>公社及び財産運用課は、引続き公社の必要性についての議論を深められたい。 (豊島区土地開発公社、財産運用課)</p>	<p>第2 1. 豊島区土地開発公社について(所管課：財産運用課)</p> <p>【3】意見・要望 (1) 公社の必要性について</p> <p>公社の必要性については、かねてから各自治体において議論が進み、廃止の方向にあることは十分理解している。しかしながら、補助対象事業による土地購入の補助金要望時期との関係から区による直買いが困難である旨の相談を主管課から受けており、現状では廃止の方向での検討は考えていない。</p> <p>今後も、補助対象であり一般財源の持ち出し額が無い等、公社を使う理由を明確化し、区にとってメリットがある場合に限り利用していく方針である。 (豊島区土地開発公社、財産運用課)</p> <p>所管課等： 豊島区土地開発公社、財産運用課</p>

**令和元年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 1. 豊島区土地開発公社について(所管課：財産運用課)</p> <p>【3】意見・要望 (2) 土地購入資金の借入金利について</p> <p>公社が土地の購入のために銀行から借入れを行う際の借入金利は、協調融資銀行団と締結した協定に基づき、幹事銀行の短期プライムレート(1.475%)を適用している。しかしながら、区よりも低い金利で土地の購入資金を借り入れている自治体もあるため、さらなる負担軽減に努めるべきである。</p> <p>また、会計課は基金の運用を行うことから、金融機関とのコネクションがあり、金利に関する情報を持っていると思われる。会計課職員も公社の職員を兼務していることから、会計課は公社及び財産運用課と共に、土地の購入に関わる借入金利についても調査・研究を深め、より有利な内容とできるよう交渉に努められたい。 (豊島区土地開発公社、財産運用課、会計課)</p>	<p>第2 1. 豊島区土地開発公社について(所管課：財産運用課)</p> <p>【3】意見・要望 (2) 土地購入資金の借入金利について</p> <p>特別区内の土地開発公社については、各区土地開発公社の事務局長による、特別区土地開発公社事務局長会を組織しており、毎年度共同で幹事行である、みずほ銀行に対して借入金利について引き下げを要望しているが、平成29年に0.05%の引き下げが行われたのを最後に、これ以上の引き下げは難しい旨の回答である。</p> <p>安定的かつ効率的な資金調達観点から、現行の協調融資団体制を維持することが不可欠であると考えます。 (豊島区土地開発公社、財産運用課)</p> <p>基金の運用上金融機関等から得られる金利に関する情報については、随時関係課に提供し、有利な土地購入が進められるよう努めていく。 (会計課)</p>
	<p>所管課等： 豊島区土地開発公社、財産運用課、会計課</p>

**令和元年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 1. 豊島区土地開発公社について(所管課：財産運用課)</p> <p>【3】意見・要望 (3) 公社の情報公開について</p> <p>公社の財務情報については、区のホームページに掲載されていないなど、情報公開が進んでいない面が見られた。</p> <p>公社の必要性を区民に分かりやすく説明するためにも、実施事業の詳細な説明や、財務情報の公開は重要である。</p> <p>区民に対する説明責任を果たすため、分かりやすい資料を作成したうえで、情報公開を推進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(豊島区土地開発公社)</p>	<p>第2 1. 豊島区土地開発公社について(所管課：財産運用課)</p> <p>【3】意見・要望 (3) 公社の情報公開について</p> <p>土地開発公社の財務情報については、事業の概要及び土地の取得と処分の状況について平成30年9月から豊島区ホームページで公開している。</p> <p>今回の監査において借入金の内容が分かりづらいという意見を頂いて、令和2年6月から新たに協調融資団と豊島区からの借入金に分けて借入金の情報を追加で公開した。</p> <p style="text-align: right;">(豊島区土地開発公社)</p>
	所管課等： 豊島区土地開発公社

**令和元年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 2. 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団について（所管課：福祉総務課、高齢者福祉課、保育課）</p> <p>【1】指摘事項 （1）保育事業会計における経理処理の過誤について</p> <p>社会福祉法人豊島区社会福祉事業団（以下「事業団」という。）は、保育園事業3施設のうち2施設を区からの受託により運営している。</p> <p>保育園の委託契約に係る委託費は、内閣府子ども・子育て本部統括官及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長からの連名通知「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日付け府子本第254号・雇児発0903第6号、（最終改正）平成29年4月6日付け府子本第225号・雇児発0406第2号）の準拠により、当期末の支払資金残高は当該年度の委託費収入の30%以下とするよう保有限度額が定められているが、事業団は限度額を超過して保有している。</p> <p>また、当該委託料の残金が高齢者事業へ貸し付けられているが、事業区分間の資金の貸付けは、当該年度内に限って認められているにもかかわらず、返済が次年度以降にまたがり、完済しないまま、更なる貸付けが行われており、その残高は平成31年3月31日現在、約1億5,327万円であった。</p> <p>さらに、保育課へ報告する財務情報に関する実績報告書に不備があり、また、期末支払資金残高の目的外使用には事前に保育課との協議が必要であるにもかかわらず、その手続きが行われていなかった。</p> <p>事業団からは既に自主的な報告が区にされ、また区議会へも報告済みであるが、事業団は経理処理を早急に改められたい。</p> <p>保育課は、今後、不適正な経理処理がされていないかの確認を、より厳密に行うとともに、事業団の経理処理が是正されたかの確認を徹底されたい。</p> <p style="text-align: right;">（社会福祉法人豊島区社会福祉事業団、 保育課）</p>	<p>第2 2. 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団について（所管課：福祉総務課、高齢者福祉課、保育課）</p> <p>【1】指摘事項 （1）保育事業会計における経理処理の過誤について</p> <p>令和元年度事業団補正予算第1号（令和元年11月29日理事会議決）に基づき、駒込第三保育園拠点並びに南大塚保育園拠点から本部拠点への繰入金支出を行い、両保育園拠点における支払資金残高の限度額超過状況を解消するとともに、貸付金残高の清算を行った。</p> <p style="text-align: right;">（社会福祉法人豊島区社会福祉事業団）</p> <p>前期末支払資金残高の取り崩しについては、取り崩し前に保育課へ協議・承認を得るよう手続きを徹底した。これにより、令和2年3月16日に事業団から取崩し協議書（理事会承認済）が豊島区長あてに提出され、取り崩し額及び用途目的等が適切に行われることを確認し、承認を行った。</p> <p>また、不適正な経理処理がされていないかの確認については、令和2年度契約より、従来から提出を求めていた年度末の歳入歳出決算書に加え、上半期委託料（4月から9月分）の歳入歳出決算書の提出を求め、厳密に確認を行うこととした。</p> <p style="text-align: right;">（保育課）</p>
	<p>所管課等： 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団、 保育課</p>

**令和元年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 2. 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団について（所管課：福祉総務課、高齢者福祉課、保育課）</p> <p>【1】指摘事項 （2）特別養護老人ホームにおける繰替金の取扱いについて</p> <p>平成12年4月1日より介護保険制度が実施されたことに伴い、厚生省老人保健福祉局長から「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」（平成12年3月10日付け老発第188号、（一部改正）平成26年6月30日付け老発0630第1号）が通知された。</p> <p>これによれば、平成12年度以降における運営費等について、「施設報酬を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業等又は公益事業若しくは収益事業へ一時繰替使用することは、差し支えない。ただし、当該法人が行う当該指定介護老人福祉施設以外の介護保険法第23条に規定する居宅サービス等の事業へ繰替使用した場合を除き、繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんしなければならない。」と資金の繰替使用における運用上の留意事項が示されている。</p> <p>しかしながら、事業団は、介護保険事業収入により運営されている上池袋豊寿園、長崎第二豊寿園、訪問介護ステーションの各拠点会計より本部拠点へ運転資金を貸し付けており、その残高は平成31年3月31日現在、約1億453万円であった。</p> <p>事業団は、通知により示された運用上の取扱いを順守し、一時繰替えた資金について、速やかに是正措置を講じられたい。</p> <p>出資法人を所管する福祉総務課は、事業団への指導を徹底されたい。</p> <p style="text-align: right;">（社会福祉法人豊島区社会福祉事業団、 福祉総務課）</p>	<p>第2 2. 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団について（所管課：福祉総務課、高齢者福祉課、保育課）</p> <p>【1】指摘事項 （2）特別養護老人ホームにおける繰替金の取扱いについて</p> <p>令和元年度事業団補正予算第2号（令和2年3月16日理事会議決）に基づき、上池袋豊寿園拠点、長崎第二豊寿園拠点、訪問介護ステーション拠点の3拠点から本部拠点への繰入金支出を行い、貸付金残高の清算を行った。</p> <p>今後、福祉総務課においても、事業団の決算状況等の確認を徹底していくこととする。</p> <p style="text-align: right;">（社会福祉法人豊島区社会福祉事業団、 福祉総務課）</p>
	<p>所管課等： 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団、 福祉総務課</p>

**令和元年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 2. 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団について（所管課：福祉総務課、高齢者福祉課、保育課）</p> <p>【1】指摘事項 （3）消防用設備等の点検等について</p> <p>消防用設備等の点検は、6か月に1回の機器点検と、1年に1回の総合点検が義務づけられており（平成16年5月31日消防庁告示第9号）、また、点検結果を建物の用途によって定められた期間ごとに消防長または消防署長へ報告しなければならないとされている（消防法施行規則第31条の6）。</p> <p>事業団は、平成30年度より区から長崎第二豊寿園の施設管理を引き継いだものの、その後、消防用設備等の点検を実施していなかった。</p> <p>また、消防計画、防災計画、BCP（事業継続計画）についても、作成年月日及び更新年月日の記載がなく、そのため、最新の内容であるか判断ができず、内容の更新も行われていないように見受けられた。</p> <p>事業団は、消防法等に定められた点検及び報告を遅滞なく行うとともに、緊急時に速やかな対応が可能となるよう消防計画等の内容を更新し、作成・更新年月日ももらさず記載されたい。</p> <p style="text-align: center;">（社会福祉法人豊島区社会福祉事業団）</p>	<p>第2 2. 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団について（所管課：福祉総務課、高齢者福祉課、保育課）</p> <p>【1】指摘事項 （3）消防用設備等の点検等について</p> <p>長崎第二豊寿園消防用設備等の点検については、令和元年10月31日（総合点検及び機器点検）及び令和2年3月6日（機器点検）に実施した。</p> <p>消防計画、防災計画、BCP（事業継続計画）については、令和2年度中の『危機管理部会』において記載事項の確認と、内容更新・改善を行うこととする。</p> <p style="text-align: center;">（社会福祉法人豊島区社会福祉事業団）</p>
	<p>所管課等： 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団、</p>

**令和元年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 2. 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団について（所管課：福祉総務課、高齢者福祉課、保育課）</p> <p>【2】指導事項 （1）文書の收受について</p> <p>事業団から補助金に関する事前協議書が豊島区保健福祉部長あてに提出されていたが、文書收受印が押されておらず、文書管理システムによる收受も行われていなかった。</p> <p>また、保育園に関する補助金の申請書等が豊島区長あてに提出されていたが、その一部に文書收受印が押されておらず、文書管理システムによる收受も行われていなかった。</p> <p>高齢者福祉課及び保育課は、今後、豊島区公文書管理規程に基づき適正な收受手続きをされたい。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者福祉課、保育課）</p> <p>（2）法定福利費の計上について</p> <p>事業団は、通常分と「介護職員処遇改善加算」の2種類の賞与について賞与引当金を計上しているが、それに対応する法定福利費の計上がされていなかった。</p> <p>賞与に係る法定福利費の法人負担分については、賞与引当金に係る当期の費用とすべきであるが、法定福利費の法人負担分のうち通常賞与分12,611,762円、介護職員処遇改善加算分6,463,900円、合計19,075,662円が計上もれとなっていた。</p> <p>介護職員処遇改善加算の金額が算出される時期が5月20日前後であり、当期の決算に含めると決算処理が遅くなってしまうため、計上していないとのことであったが、引当金は概算額での計上も認められている。</p> <p>事業団は、今後、法定福利費を概算額により計上されたい。</p> <p>出資法人を所管する福祉総務課は、事業団から提出された決算書を確認し、誤り等があった場合は、適正に処理するよう事業団に対し指導されたい。</p> <p style="text-align: right;">（社会福祉法人豊島区社会福祉事業団、福祉総務課）</p>	<p>第2 2. 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団について（所管課：福祉総務課、高齢者福祉課、保育課）</p> <p>【2】指導事項 （1）文書の收受について</p> <p>令和元年度以降の補助金に関する事前協議書は文書收受の押印及び文書管理システムによる收受を行っている。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者福祉課）</p> <p>補助金に関する事前協議書等の受領については、豊島区公文書管理規定に基づき、文書管理システムによる收受を行う前に、文書收受印を押すよう事務の流れを徹底した。</p> <p style="text-align: right;">（保育課）</p> <p>（2）法定福利費の計上について</p> <p>令和元年度決算（令和2年6月11日理事会、令和2年6月26日評議員会議決）より、賞与引当金計上額に法定福利費相当額を算入するよう、会計処理を改めた。</p> <p>今後、福祉総務課においても、事業団の決算状況等の確認を徹底していくこととする。</p> <p style="text-align: right;">（社会福祉法人豊島区社会福祉事業団、福祉総務課）</p> <p>所管課等： 高齢者福祉課、保育課、 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団、 福祉総務課</p>

**令和元年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 2. 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団について（所管課：福祉総務課、高齢者福祉課、保育課）</p> <p>【3】意見・要望 （1）経営改善計画について</p> <p>現在、事業団は収支差額が6年連続赤字であり、平成30年度末では約4,500万円の赤字となっている。特に、高齢者に関する事業は厳しい経営状況にある。また、施設改修の資金の借入れを行っているが、その返済も2年の猶予期間が終わり、来年度より始まるため、更に資金繰りが厳しくなることが予想される。</p> <p>経営状況の悪化の原因として、事業団は特別養護老人ホームの稼働率が、入院する入所者の増加により低下したことを挙げている。</p> <p>独立行政法人福祉医療機構が行った「2019年度『特別養護老人ホームの入所状況に関する調査』」の結果報告をみても、15.5%の施設において1年前と比較して利用率が低下しており、その主な要因として、入院者の増加と他施設との競合の激化が挙げられている。</p> <p>入院する入所者を減らすための改善策としては、予防策の充実が重要となる。感染症や転倒事故などの防止により、入院へ至るケースが減少すれば、稼働率の向上につながり、その結果として収益の向上にもつながると考えられる。</p> <p>また、人材確保の困難と、それに伴う人材紹介手数料等の経費増の問題も、事業団だけの問題でなく全国的な問題として取り上げられている。</p> <p>人材の確保に向けては、働きやすく、魅力ある職場環境づくりに取り組むことが重要である。</p> <p>東京商工リサーチによれば、2019年上半期「老人福祉・介護事業」の倒産は55件で、2018年同期から2年連続で前年同期を上回っており、老人福祉事業全体が苦しい経営状況にある。</p> <p>事業団は、平成28年3月に「第5次経営改善計画書」を策定し、さまざまな努力を重ねているところではあるが赤字の改善には至っておらず、その後も保育事業の余剰金を高齢者施設に関する事業に使用している。今後も安定した経営を続け、地域の福祉の向上を担うため</p>	<p>第2 2. 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団について（所管課：福祉総務課、高齢者福祉課、保育課）</p> <p>【3】意見・要望 （1）経営改善計画について</p> <p>令和元年8月から11月にかけて『現状分析チーム』を設置し、「第5次経営改善計画の評価・検証」「経営状況の分析」「これからの計画のあり方」について検討を行った。その結果、現状との乖離が著しい『第5次経営改善計画』を中断して新たな計画を策定する方針を決定した。さらに、引き続き設置した『新計画策定チーム』で当面の行動計画となる『経営再建計画』を策定し、令和2年3月の理事会で正式に決定し、評議員会に報告を行った。</p> <p>『経営再建計画』の計画期間は3年間とし、限られたマンパワーで介護事業を継続していくための事業再編案、人材確保・育成策、介護事業の増収策、保育事業の拡充方針等を主要な柱としている。</p> <p>令和2年5月には、以上の経緯を区に報告し、その後、新型コロナウイルスの影響もふまえた『経営再建計画』の一部見直しと、新たな中期計画（計画期間は5年間）についての検討を開始している。</p> <p style="text-align: right;">（社会福祉法人豊島区社会福祉事業団）</p>

に、改善計画の見直しも視野に入れながら、具体的かつ実効性のある改革を進められたい。
(社会福祉法人豊島区社会福祉事業団)

所管課等： 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団

**令和元年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 2. 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団について（所管課：福祉総務課、高齢者福祉課、保育課）</p> <p>【3】意見・要望 （2）補助金の計上について</p> <p>事業団は、区から交付された補助金の一部を未収金として計上しているため、平成30年度分として区がまとめた補助金一覧と、事業団がまとめた補助金一覧の内容に齟齬があった。</p> <p>また、貸借対照表に計上された未収補助金は、合計額が記載されているのみであり、計上されている補助金の内訳が不明確な状況にあった。</p> <p>事業団では、決算書の附属明細書まで公表しており、財務情報の情報公開は推進されているが、公表された内容を見ても確認できない部分がある。</p> <p>今後、事業団においては、補助金一覧を作成する際、当該年度受領分をすべて記載した一覧表を作成されたい。また、貸借対照表に計上する未収補助金については、「注記」として内訳を記載するなど、誰にでも分かりやすい内容で作成するよう工夫をされたい。</p> <p style="text-align: right;">（社会福祉法人豊島区社会福祉事業団）</p>	<p>第2 2. 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団について（所管課：福祉総務課、高齢者福祉課、保育課）</p> <p>【3】意見・要望 （2）補助金の計上について</p> <p>令和元年度受領分から、受領した補助金をすべて記載した補助金一覧表を作成することとした。</p> <p>また、未収補助金については、令和元年度決算以降は、決算書と別に未収補助金明細書を整備することとした。</p> <p style="text-align: right;">（社会福祉法人豊島区社会福祉事業団）</p>
	<p>所管課等： 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団</p>

**令和元年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 2. 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団について（所管課：福祉総務課、高齢者福祉課、保育課）</p> <p>【3】意見・要望 （3）デイサービスの利用率向上について</p> <p>以前は、事業団の運営するデイサービスの利用者は多く収益率も高かったが、近年、近くに株式会社等の民間事業者が経営する同様の施設が増加したことで競争が激しくなり、4施設全体で見るとやや利用率が低下している。新しくできた施設に比べ、施設・設備が古いことがマイナス要因となり、利用率の低下につながっていると考えられるが、施設の改修には莫大な資金が必要となり、経営を圧迫することは避けられないため、ソフト面の充実が課題であると思われる。</p> <p>デイサービスに行くと元気になり、介護の等級が下がったといった事例もある。利用者が、真に求める質の高いサービスの提供ができれば、施設面でのマイナスを補い、利用者の確保につなげることも期待できる。</p> <p>事業団は、利用者にアピールできるサービス内容の再構築を目指すとともに、利用率の向上に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（社会福祉法人豊島区社会福祉事業団）</p>	<p>第2 2. 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団について（所管課：福祉総務課、高齢者福祉課、保育課）</p> <p>【3】意見・要望 （3）デイサービスの利用率向上について</p> <p>令和元年8月から、デイサービスを中心とする介護事業収益向上策を検討する『選ばれる事業所チーム』を設置し、21項目の取り組みリストをまとめた。</p> <p>リストの内容は、新たなサービスプログラムの企画、サービスの見える化による効果的なPR推進策、設備機器その他の更新等から成り、主要な項目は令和2年度事業団予算に計上するとともに、その他の項目についても令和2年度以降の実施体制を構築した。</p> <p style="text-align: right;">（社会福祉法人豊島区社会福祉事業団）</p>
	<p>所管課等： 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団</p>

**令和元年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 2. 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団について（所管課：福祉総務課、高齢者福祉課、保育課）</p> <p>【3】意見・要望 （4）文書の管理について</p> <p>事務監査及び会計士検査実施時に、事業団に対して、監査に関する資料の追加提供を依頼したが、依頼した資料が速やかに提出されないケースが散見された。</p> <p>区では令和元年10月1日、豊島区公文書等の管理に関する条例（以下「文書管理条例」という。）が施行され、今まで以上に文書の適正な管理が義務付けられた。</p> <p>文書管理条例第2条第1号により、この条例の実施機関は「区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会」と規定されているが、出資法人に対しては区と同一視されることが見込まれるため、同第15条第1項により、「区が出資又は財政的援助を行う法人で区長が指定するもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理を行うため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されている。</p> <p>また、同条第2項では「区長は、出資法人等に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう求めるものとする。」とも規定されていることから、出資法人を所管する課は、適正な文書管理がされているか定期的なチェックを行い、不適正な運用が見受けられたときは、指導すべきである。</p> <p>事業団は、文書管理条例に準拠した文書管理を行うべく努力されたい。</p> <p>福祉総務課は、事業団において適正に文書管理がなされているか定期的に確認したうえで適切に指導されたい。</p> <p style="text-align: right;">（社会福祉法人豊島区社会福祉事業団、 福祉総務課）</p>	<p>第2 2. 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団について（所管課：福祉総務課、高齢者福祉課、保育課）</p> <p>【3】意見・要望 （4）文書の管理について</p> <p>令和2年7月に事業団の『情報管理体制整備構想』をまとめたので、これを推進する過程で、区条例に準拠したファイリングシステムの整備を行うこととする。</p> <p>今後、福祉総務課においても、事業団の文書管理が適切に行われているか等の確認を徹底していくこととする。</p> <p style="text-align: right;">（社会福祉法人豊島区社会福祉事業団、 福祉総務課）</p>
	<p>所管課等： 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団、 福祉総務課</p>

**令和元年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 3. 公益社団法人豊島区シルバー人材センターについて（所管課：福祉総務課）</p> <p>【2】指導事項 （1）補助金経理に関する帳簿の保存年限について</p> <p>公益社団法人豊島区シルバー人材センター（以下「センター」という。）の財務規程では、帳簿の保存期間は10年とされているが、実際には、区が定めた社団法人豊島区シルバー人材センター補助金要綱の規定により、5年分が保存されていた。</p> <p>センターの帳簿は、センターの財務規程により保存されるものであるから、同規程により帳簿の保存期間が10年とされている以上、10年間保存すべきである。</p> <p>センターは、同規程の保存期間を順守されたい。なお、実際の運用が5年の保存とされていることから、適切な保存期間について、同規程の見直しも含め検討されたい。</p> <p>（公益社団法人豊島区シルバー人材センター）</p>	<p>第2 3. 公益社団法人豊島区シルバー人材センターについて（所管課：福祉総務課）</p> <p>【2】指導事項 （1）補助金経理に関する帳簿の保存年限について</p> <p>令和2年4月の定例理事会において指摘事項について検討し、財務規程を改正し令和2年度より5年保存とした。</p> <p>（公益社団法人豊島区シルバー人材センター）</p>
	<p>所管課等： 公益社団法人豊島区シルバー人材センター</p>

**令和元年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 3. 公益社団法人豊島区シルバー人材センターについて（所管課：福祉総務課）</p> <p>【3】意見・要望 （1）消防訓練について</p> <p>センターは、特定防火対象物に該当する。特定防火対象物の管理者は、消防法施行令第3条第10項の規定により、消防訓練及び避難訓練を年2回以上実施すべきとされているが、センターでは、そのいずれも行われていなかった。</p> <p>センターは、消防法施行令に定められたとおり、年2回以上の訓練を実施されたい。 （公益社団法人豊島区シルバー人材センター）</p>	<p>第2 3. 公益社団法人豊島区シルバー人材センターについて（所管課：福祉総務課）</p> <p>【3】意見・要望 （1）消防訓練について</p> <p>本年度9月と3月にそれぞれ消防訓練を実施する。また、来年度以降も年2回以上の訓練を計画し、実施する。 （公益社団法人豊島区シルバー人材センター）</p>
	<p>所管課等： 公益社団法人豊島区シルバー人材センター</p>

**令和元年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 3. 公益社団法人豊島区シルバー人材センターについて（所管課：福祉総務課）</p> <p>【3】意見・要望 （2）シルバー事業のイメージアップ等について</p> <p>センターの求人内容を見ると清掃作業が多く、もともとホワイトカラーであった会社員や就労経験の少ない会員の就労希望とミスマッチが生じている。</p> <p>最近、池袋駅周辺における清掃活動において「としまシルバースターズ」とチームの名称をつけたことでセンターでの業務イメージが向上し、女性の応募が増えたケースがある。業務イメージを変化させることで、ミスマッチの解消につながる可能性があるため、業務内容のイメージアップに取り組むことは重要である。</p> <p>また、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第103号）」が制定され、シルバー人材センターにおいて、届出により労働者派遣事業を実施することができるようになったことで、業務の多様化も目指せるようになった。更に、平成28年4月の雇用保険法等の改正により、一定の要件を満たせば週40時間までの就業が可能となった。</p> <p>このようにセンターにおける就業機会は拡大しており、共働き世帯や高齢者の一人暮らし世帯への家事援助や保育補助事業等の需要が見込まれる。また、全国シルバー人材センター事業協会と企業との連携により高齢者を雇用している事例もある。</p> <p>センターは、「時代」を考慮したイメージ戦略を取り入れるとともに、多様なニーズを掘り起こすことで、就業希望者が望む仕事の受注を目指されたい。また、多様化したニーズに対応できるよう、会員のスキル向上を目指し、更なるスキル習得の機会を設けることなどについても検討されたい。</p> <p>（公益社団法人豊島区シルバー人材センター）</p>	<p>第2 3. 公益社団法人豊島区シルバー人材センターについて（所管課：福祉総務課）</p> <p>【3】意見・要望 （2）シルバー事業のイメージアップ等について</p> <p>センターでは、これまで自転車駐車場管理、小学校児童通学案内、区民集会室管理など、シルバー会員の就業として定着し、現在も希望者が多い仕事を受託して、就業を希望する高齢者の意向に応えるよう取り組んできた。一方で、現在は、女性会員の活躍を広げる子育て世帯から一人暮らし高齢世帯を対象に家事援助サービス、要支援高齢世帯に生活支援サービスを推進している。</p> <p>さらに、シルバー会員の就業イメージをアップさせるよう、地域の子どもの利用が進むアートトイレ設置の公園清掃事業やIKEBUSとタイアップしたもっときれいな街づくり推進事業を区から受託するなど、区の施策に貢献できるように取り組んでいる。</p> <p>また、シルバー派遣事業を開始する中で地域の保育課題解決に寄与できる区内私立認可保育園での保育業務補助の受注を開始し、新たな分野へ参入していくこととする。多くの女性会員が活躍することでイメージアップを図り、会員の安定的な確保に繋げる取り組みを進めていく。</p> <p>今後とも公共、民間分野ともに、従来のイメージにとらわれない就業を受注できるよう、就業開拓に一層注力していくこととする。</p> <p>また、毎年度、新規会員の加入年齢や就業会員の平均年齢が上昇してきているため、高齢者である会員の特性に応じた就業スキルの向上や健康づくりが一層求められている。</p> <p>今後、会員対象の研修・講習の機会・メニューを増やししながら会員の接遇・スキルのアップを行うとともに、職群班活動の充実により、就業上の協力や会員同士がコミュニケーションを取れるような体制づくりに取り組んでいく。</p>
	<p>所管課等： 公益社団法人豊島区シルバー人材センター</p>

**令和元年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 4. 共同事業体としまのちからについて（所管課：生活産業課）</p> <p>【1】指摘事項 （1）消費税の経理処理について</p> <p>区では、指定管理者が提出する会計報告書について、税込金額での処理を求めている。一方、企業会計では、税抜き金額での処理が一般的である。</p> <p>そのため、指定管理者は、税抜き処理から税込処理に修正した会計報告書を区に提出する必要があり、その作業は手作業で行われることが多いようである。</p> <p>共同事業体としまのちから（以下「としまのちから」という。）は、各支出において負担している消費税を、経費として計上すべきであったが、区へ提出する会計報告書からもれていた。</p> <p>としまのちからは、会計報告書を修正し、区へ報告されたい。また、成果配分額に変更が生じる場合は、区と協議のうえ成果配分の変更処理をされたい。</p> <p>生活産業課は、今後、報告書の内容を精査し、誤りがある場合は、としまのちからに対して修正を指導されたい。</p> <p>（共同事業体としまのちから、生活産業課）</p>	<p>第2 4. 共同事業体としまのちからについて（所管課：生活産業課）</p> <p>【1】指摘事項 （1）消費税の経理処理について</p> <p>指摘のあった会計報告の修正及び成果配分の再計算については現在としまのちからと協議中である。</p> <p>令和元年度の決算状況においては消費税を含んだものとして計上されている。</p> <p>（共同事業体としまのちから、生活産業課）</p>
	<p>所管課等： 共同事業体としまのちから、生活産業課</p>

**令和元年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 4. 共同事業体としまのちからについて（所管課：生活産業課）</p> <p>【2】指導事項 （1）収支計画書及び収支報告書の報告様式について</p> <p>としまのちからより区へ提出された収支計画書及び収支報告書には、実際の支出内容と異なる項目に金額が計上されているものがあった。</p> <p>区の指定管理者制度運用指針（以下「指針」という。）を見ると、指定管理者は指針によって示された様式により収支計画及び収支報告を行うこととされている。これは、計画と実績の比較が容易にできるよう、同一の様式により報告を行うことを示したものである。</p> <p>としまのちからは、指針の様式に示された項目をそのまま使用すべきと考え、様式に記載されている項目に当てはまらない内容（警備委託料）を、異なる項目（備品購入費）に計上していた。</p> <p>指針では、指針に示した様式を参考として、計画と実績を同一様式で報告することを求めているのであり、実際の項目と異なる項目に計上すると、区は提出された報告書の適正な審査を行うことができない。</p> <p>としまのちからは、実際の項目に合わせて報告書を作成されたい。</p> <p>生活産業課は、指定管理者が適正な報告書を作成することができるよう指導されたい。</p> <p>（共同事業体としまのちから、生活産業課）</p>	<p>第2 4. 共同事業体としまのちからについて（所管課：生活産業課）</p> <p>【2】指導事項 （1）収支計画書及び収支報告書の報告様式について</p> <p>「としまのちから」の構成企業であるサントリーパブリシティサービス株式会社では機械警備の運用に関する経費は通常「備品費」として計上することとされており、区がこれを「委託料」に計上していることを了知していなかったために起こった齟齬である。監査指摘を受けて、令和元年度の収支決算書では委託料に含めて計上している。</p> <p>（共同事業体としまのちから、生活産業課）</p>
	<p>所管課等： 共同事業体としまのちから、生活産業課</p>

**令和元年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 4. 共同事業体としまのちからについて（所管課：生活産業課）</p> <p>【2】指導事項 （2）指定管理料の変更について</p> <p>としま産業振興プラザ（以下「イケビズ」という。）の指定管理料は、年度ごとに、指定管理者であるとしまのちからが提案したレベルアップ事業の事業費を、区が承認した上で、定額分にプラスする形となっている。</p> <p>このことは、当初、指定管理者の公募選定時にとしまのちからより提案があり、指定管理を行う際の条件になっていると、生活産業課から説明を受けた。しかしながら、基本協定書には、その旨の記載がなく、年度協定書にも当該年度の「指定管理料の額等」の規定に「(なお、上記指定管理料には、指定管理業務として行うレベルアップ事業分として1,987,000円を含むものとする。)」との記載があるのみである。</p> <p>としまのちからは、毎年度、区へ提案し、区では予算の査定と合わせて審査が行われていることを確認した。しかし、提案内容に基づき査定が行われ、その結果、指定管理料の額が増減するのであれば、レベルアップ事業について内容及び事業費の審査が行われることに関する詳細を基本協定に定めておくべきである。</p> <p>また、イケビズに設置されたWi-Fiの仕様が、区からの要望で変更され、それに伴う経費の増加分として、指定管理料を増額している。指定管理料を増額する理由としては妥当であるが、指定管理料の変更にあたっては、変更内容を明記した変更協定書等を締結する必要がある。</p> <p>実際、消防用設備等の点検の一部について、入居3年目の平成31年度に予定されていた点検が入居10年後に変更になり、経費の一部が不要となったことを理由として平成31年度の指定管理料を減額しており、その取扱いについては、基本協定書第15条の規定に基づき協議を行ったうえで協議書を作成し、区と指定管理者が記名・押印している。</p> <p>指定管理者の公募選定時に、指定管理料の増減に関する提案がなされ、それを条件として指定管理者が決定された場合、その内容を基本協定書に定められたい。また、年度ごとの指定管理料は、指定管理者を決定した際に内訳も含む合計額が決定されるのであるから、その後、指定管理料を変更する場合は、区と指定管理者に</p>	<p>第2 4. 共同事業体としまのちからについて（所管課：生活産業課）</p> <p>【2】指導事項 （2）指定管理料の変更について</p> <p>平成31年4月1日付「としま産業振興プラザ管理業務基本協定書の一部を変更する協定書」において「前年度中にレベルアップ事業の実施内容、経費の詳細を区に提案し、区が査定し承認したものを実施する」「レベルアップ事業にかかる費用は区が予算査定、審査の上、承認した額を指定管理料に含める」旨を明記した。</p> <p>令和2年度の年度協定において指定管理料を定めた条項には当初提案額、レベルアップ事業経費、Wifi等増額した経費及び消費増税分を明確に記載した。</p> <p>（共同事業体としまのちから、生活産業課）</p>

よる協議を前提とし、協議の結果、決定した内容を明記した協定書あるいは協議書を締結されたい。

(共同事業体としまのちから、生活産業課)

所管課等: 共同事業体としまのちから、生活産業課

**令和元年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 4. 共同事業体としまのちからについて（所管課：生活産業課）</p> <p>【2】指導事項 （3）文書の收受について</p> <p>報告書等がとしまのちからから豊島区長あてに提出されていたが、文書收受印は押されておらず、文書管理システムによる收受登録も行われていなかった。</p> <p>生活産業課は、今後、豊島区公文書管理規程に基づき適正な收受手続きをされたい。 (生活産業課)</p>	<p>第2 4. 共同事業体としまのちからについて（所管課：生活産業課）</p> <p>【2】指導事項 （3）文書の收受について</p> <p>指摘を受け、現在は「としまのちから」から提出される報告書類について文書管理システムにより文書收受を行うこととしている。 (生活産業課)</p>
	<p>所管課等： 生活産業課</p>

**令和元年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 4. 共同事業体としまのちからについて（所管課：生活産業課）</p> <p>【2】指導事項 （4）再委託について</p> <p>としまのちからは、区と締結した基本協定書第41条の規定により、再委託を禁止されているが、同条第1項ただし書きにより、「(1) 建物維持補修業務に関すること。(2) 清掃業務に関すること。(3) その他甲（区）が必要と認める業務に関すること。」はこの限りではないとされている。そのうえで、同条第2項において、「業務の一部を再委託するときは、あらかじめ書面にて対象業務範囲、委託先、委託金額、委託事業者の職員構成・雇用条件等を明示して区の承認を得るものとし」と定められている。</p> <p>としまのちからは、消防設備点検等の「再委託先の一覧」を区に提出したが、区に対して再委託の承認申請をしておらず、「再委託先の一覧」を申請書に読み替えるとしても、区の承認を受けるために明示すべき内容に不足している。生活産業課においても「再委託先の一覧」を受け取ったものの、その内容を確認しておらず、再委託の承認もされていなかった。</p> <p>また、としまのちからは、廃棄物の処理についても再委託を行っていたが、この件については「再委託先の一覧」の記載からもれていた。</p> <p>としまのちからは、今後、再委託を行う際は、基本協定に則り、区の承認を得るために必要な内容を明示した文書を提出し、事前に再委託の承認を得られたい。</p> <p>生活産業課は、再委託の承認を求められた場合、その内容を確認したうえで承認・不承認の決定を行い、結果を通知されたい。また、再委託の承認を求める書類の提出がない場合や、提出された書類に不備がある場合は、協定書の定めにしたがった処理が行われるよう指導されたい。</p> <p>（共同事業体としまのちから、生活産業課）</p>	<p>第2 4. 共同事業体としまのちからについて（所管課：生活産業課）</p> <p>【2】指導事項 （4）再委託について</p> <p>としまのちからより書面で令和2年度に実施する再委託の協議書を提出させ、委託先社名、所在地、対象業務を確認のうえ承認した。</p> <p>（共同事業体としまのちから、生活産業課）</p>
	<p>所管課等： 共同事業体としまのちから、生活産業課</p>

**令和元年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 4. 共同事業体としまのちからについて（所管課：生活産業課）</p> <p>【3】意見・要望 （1）自主事業の間接経費について</p> <p>としまのちからは、イケビズにおいて、協定で定める自主事業を実施し、その事業報告及び会計報告を行っているが、直接経費のみが計上されており、間接経費の負担については計上されていなかった。</p> <p>イケビズの指定管理経費としては、代表団体であるサントリーパブリシティサービス株式会社が負担する間接経費が計上されており、イケビズにおいて指定管理者が自主事業を行うにあたり、間接経費が全くかからないということは考えにくい。</p> <p>としまのちからは、自主事業の経費を計上する際、生活産業課と協議のうえ、間接経費についても計上すべきである。</p> <p>（共同事業体としまのちから、生活産業課）</p>	<p>第2 4. 共同事業体としまのちからについて（所管課：生活産業課）</p> <p>【3】意見・要望 （1）自主事業の間接経費について</p> <p>令和2年度の収支決算書から指定管理経費、自主事業経費のそれぞれにかかる間接経費を計上する。</p> <p>（共同事業体としまのちから、生活産業課）</p>
	<p>所管課等： 共同事業体としまのちから、生活産業課</p>

**令和元年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 4. 共同事業体としまのちからについて（所管課：生活産業課）</p> <p>【3】意見・要望 （2）飲食施設の運営について</p> <p>区は、イケビズにおける指定管理者の公募時に、1階テナント部分の用途を「カフェ・レストラン」（飲食施設）とし、応募にあたっては自主事業と位置づけた必須事業として提案することを求めた。また、提案についての詳細を定め、その基本スキームにおいて、「テナント部分の財産の取扱いについては、別途、区と指定管理者との間で「行政財産の貸付」の手続きを行います。ただし、指定管理者の管理業務対象範囲とします。」とした。</p> <p>現在の飲食施設の運営は、としまのちからの構成団体である株式会社プロントコーポレーション（以下「プロント」という。）が指定管理者の自主事業として、単独で担っている。また、テナント部分の財産の取扱いは、プロントと区の間で「行政財産の貸付」による賃貸借契約を締結する形をとっている。</p> <p>公募時に、テナント部分の財産の取扱いについては、指定管理業務の対象範囲とするとしていたことからすると、現在、テナント部分について、構成団体の一部であるプロントが直接、区と賃貸借契約を結んでいることは、共同事業体が法人格を有しない団体として指定管理の主体となっていることと整合性が取れない。つまり、指定管理者の公募時の設計に問題があったのではないかといった懸念がある。</p> <p>生活産業課は事業所管課として、こうした懸念を取り除き、指定管理の内容をより良いものとするため、制度設計を見直し、法制度との整合性についても細心の注意を払うべきである。</p> <p>また、当該飲食施設はプロントによる様々な試み・努力にも拘わらず、業績が振るわず、収支状況は赤字が続いている。</p> <p>区が飲食施設を設置した目的は、利用者の利便性の向上とともに、飲食施設を中心とした賑わいの創出を図るためである。としまのちからは今後もさらなる取組を行い、集客に努められたい。</p> <p>（共同事業体としまのちから、生活産業課）</p>	<p>第2 4. 共同事業体としまのちからについて（所管課：生活産業課）</p> <p>【3】意見・要望 （2）飲食施設の運営について</p> <p>カフェの運営は「としまのちから」の自主事業であるが、カフェのあるイケビズ1階のテナントスペースは「としまのちから」構成3企業のうち、プロントコーポレーションのみが占有し、店舗を経営する形で運用されているため、実態に合わせてプロントコーポレーションとの契約が行われたものである。</p> <p>当該飲食施設は令和2年7月にハレザタワーに移転し、後継店舗についてはプロントコーポレーションにおいて事業計画を策定中である。</p> <p>（共同事業体としまのちから、生活産業課）</p>
	<p>所管課等： 共同事業体としまのちから、生活産業課</p>

**令和元年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 5. 総括意見</p> <p>(1) 指定管理者制度運用指針について</p> <p>区における施設等の指定管理は、指針に基づき実施されているが、各所管課が指定管理に関する事務を行うにあたっては、指針に記載された内容を、そのまま引き写して協定書等を作成するなど、施設の個別的内容に即した協定書の作成がなされていない状況が見受けられる。その結果、指針の趣旨とは異なる運用が行われている事例が散見される。</p> <p>指針に対しては、以前より意見を述べており、その意見を取り入れた改定が行われているが、指針の示す内容を正しく理解したうえで運用しなければ意味のないものとなる。</p> <p>他区の例を見ると、指針にはマニュアル化されたものがある。他区の状況なども含めて引続き調査・研究を行い、例えばマニュアル化するなど、所管課がその内容を誤解することなく、適切に運用できるようにすべきである。</p> <p>行政経営課は、指針の内容を更に精査し、分かりやすいものとされたい。また、指針に記載された内容や資料として添付されている協定書等は、あくまでも例示であり、各施設や管理者に合わせた内容に変更すべきであることを、指定管理事務を行う所管課に対して十分に説明されたい。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p>	<p>第2 5. 総括意見</p> <p>(1) 指定管理者制度運用指針について</p> <p>第10版の指定管理者運用指針の改定にあたり、本編と資料編に分け、「資料編の内容はあくまでも標準例であり、要項・協定等を作成する際は、各施設の特性に応じ、適宜内容を変更してください」との注意書きを記載した。引き続き、わかりやすい内容にすべく、他自治体の例を参考にしながら改定を行いたい。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p>
	<p>所管課等: 行政経営課</p>

**令和元年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 5. 総括意見</p> <p>(2) 収支計画書及び収支報告書について</p> <p>指針によれば、指定管理者から提出される収支計画書及び収支報告書は、その内容を見比べやすくするために、同一の様式を使用することとされている。指定管理者は、この指針の内容に従い報告書を作成していたが、区が示した様式の項目を変更できないと理解をしていた。</p> <p>そのため、指定管理者から区に提出された収支報告書は、実際の支出項目とは異なる内容の項目に当てはめて作成されていた。</p> <p>指針が示している様式は、あくまでも例示であり、その趣旨は、計画と実績の内容を対比するために同一様式で作成することにある。</p> <p>指定管理者の理解が不十分であり、また所管課もそれを指摘し修正を依頼していないことから所管課の理解も本来の趣旨を汲んだものとはなっていないことがうかがえる。また、指定管理者は、企業会計では正しい科目に振り分けた資料を作成していたものの、区への報告様式に変換する際に、本来の支出とは異なる項目に当てはめるといった作業を行っていた。</p> <p>行政経営課は、指定管理者が正しい理解のもと区への提出書類の作成ができるよう、具体的なルールを示されたい。また、所管課が指針に対する理解を深め指定管理者に対して正しい指導が行えるよう、所管課に向けた説明会の開催等を検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p>	<p>第2 5. 総括意見</p> <p>(2) 収支計画書及び収支報告書について</p> <p>指定管理者が作成する収支報告書について、作成方法等の周知が不十分である点は、ご指摘のとおりである。区への提出書類については、所管課への事業報告書提出依頼文に報告書作成時の注意点等を記載した文書の添付を行うことを検討する。</p> <p>また、指定管理者に区の考え方が伝わりにくいことから、現在非公開としている指定管理者制度運用指針について、公開を検討する。</p> <p>30年度より年1回の所管課説明会を開催しているが、その中で指定管理者制度運用指針の改定内容のみならず、監査から指摘を受けた事項についても注意喚起を行い、さらなる周知徹底及び指導調整を図っていく。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p>
	<p>所管課等: 行政経営課</p>

**令和元年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 5. 総括意見</p> <p>(3) 消費税の取り扱いについて</p> <p>指定管理者は、通常、企業会計による処理を行っており、多くの場合、税抜き処理を採用している。ところが、区への報告は税込処理となるため、報告書の作成を一部手作業により行わざるを得ない状況にある。</p> <p>そのため、数字の転記を行う際に誤りが生じることが多いのが現状である。</p> <p>今回の監査においても、税込処理の報告書を作成するにあたって、消費税分を経費に計上し忘れていた事例があった。</p> <p>行政経営課は、指定管理者が新たに選定された際に、区へ適正な会計報告が行えるよう、処理方法について解説を行う機会を設けるとともに、指定管理期間開始後も随時、指導を行われない。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p> <p>(4) 共同事業体について</p> <p>指定管理を共同事業体で実施する趣旨は、共同事業体を構成する団体相互の得意分野を生かし、各々の力を持ち寄ることで、より良い指定管理の効果を上げることにある。</p> <p>しかしながら、団体間で協定を結んだうえで、担当した事業に対する事業費の支払いを固定額で受けるなど、構成団体の一部が代表団体の下請けを行っているように見受けられるものがある。</p> <p>行政経営課は、制度設計を再考するとともに募集方法を工夫し、共同事業体が本来の主旨に沿った力を発揮できるよう所管課に対し指導を行われない。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p>	<p>第2 5. 総括意見</p> <p>(3) 消費税の取り扱いについて</p> <p>運用指針上、「収支報告書については、収支計画書に対応する部分については、対比できる形式で作成させる」こと、また収支計画書の様式に「金額はすべて消費税込みとします」との注意書きがあり、収支実績についても、収支計画書に合わせ、すべて消費税込みで計上することを、昨年度の所管課説明会で所管課に対し注意喚起を行ったところである。指定管理者に対しては、収支報告書作成上の注意点について、所管課を通じて文書等で注意喚起を行う必要があると考える。</p> <p>新たに選定された指定管理者について、解説を行う機会を設けるかについては今後の検討としたい。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p> <p>(4) 共同事業体について</p> <p>共同事業体による応募のメリットや趣旨については指定管理者制度運用指針に記載し、所管課に周知を行った。今後は、他自治体を含め共同事業体の実例を研究し、制度設計の再考を行うとともに募集方法についても検討する。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p>
	所管課等： 行政経営課

**令和元年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 5. 総括意見</p> <p>(5) 指定管理者制度におけるサービス向上と経費節減について</p> <p>指針によれば、「民間の競争原理を利用した住民サービスの向上や経費節減を図る」ことが指定管理者制度の趣旨とある。</p> <p>このことを踏まえ、まず、経費節減の観点からイケビズの指定管理を見ると、平成30年度の指定管理料は約7,000万円である一方、区が協定に基づき受けた利益配分は約240万円で、利益率は約3%である。</p> <p>としまのちからが受託する以前の年間管理経費が約4,500万円であることに比べると、約2,500万円支出が増えていながら収入が約240万円というのは、差し引き2,000万円以上の支出増である。つまり、経済合理性の面だけ見れば、新たな指定管理者への移行効果はなかったという結果となる。</p> <p>しかしながら、としまのちからが指定管理者となったことで、これまでにない様々な自主事業がなされ、利用率、利用者がともに増加するとともに、利用者満足度調査でも「とても満足」「満足」を合わせて88%であり、住民サービス向上の面からは、評価に値する結果となっている。</p> <p>このように指定管理者制度は、一概に経済合理性だけで語れるものではなく、経済性、効率性、有効性かどうか、区民満足度（サービスの質）はどのように変化したか、公平性や運営の安定性はどうかなど、多角的な観点から評価されるべきものである。要は、経費節減とサービス向上の「バランス」こそが、行政経営にとって重要な視点である。</p> <p>行政経営課は、指定管理者制度の運用にあたって、事業者選定方法、利益配分のあり方、区民満足度などのモニタリング方法、協定内容などについて不断の見直しを行い、住民サービスの向上と経費の節減のバランスに配慮がなされるよう、全庁的な指導をされたい。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p>	<p>第2 5. 総括意見</p> <p>(5) 指定管理者制度におけるサービス向上と経費節減について</p> <p>これまでも、事業者選定方法、モニタリング方法、協定内容などについて見直しを行っているが、引き続き「サービス向上」と「経費節減」のバランスの取れた指定管理者制度とすべく、指導調整を行っていく。</p> <p>また、利益配分のあり方については検討を行う。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p>
	<p>所管課等： 行政経営課</p>

**令和元年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 5. 総括意見</p> <p>(6) 外郭団体の定義及び評価について</p> <p>外郭団体については、東京都では「政策連携団体」と定義し、要綱及び基準を定め、決算資料をホームページで公開している。しかし区では、行政経営白書の中で触れているものの、要綱等は策定されていない。また、本来外郭団体と位置付けるべき団体が、外郭団体とされていないように見受けられる。少なくとも、区から職員を派遣しているような団体は、外郭団体とすべきである。</p> <p>また、行政評価（外郭団体経営評価）についても、所管課任せとなっているが、所管課は自らが所管する団体とともに様々な事業を実施しているのであるから、その団体を客観的に見ることは難しい面もある。</p> <p>行政経営課は、外郭団体の定義を整理し、明文化した上で公表すべきである。また、外郭団体等に対する最終的な評価の取りまとめも行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p>	<p>第2 5. 総括意見</p> <p>(6) 外郭団体の定義及び評価について</p> <p>外郭団体の定義については、行政経営白書に記載し、ホームページで公開している。また、定義は平成29年度に見直しを行ったところであるが、今後も23区の考え方などを参考にしながら必要に応じて見直しを行っていく。</p> <p>外郭団体の評価は、事業に精通している所管課の評価が重要であると考えます。行政経営課は、指標や評価表の見直し等を行うことで、より客観的な視点で課題を捉えられるよう所管課を支援していく。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p>
	<p>所管課等: 行政経営課</p>

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 5. 総括意見</p> <p>(7) 障害者差別解消法に対する対応について</p> <p>平成28年4月1日に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が施行された。</p> <p>豊島区では、多くの施設を指定管理者により管理しているが、障害者差別解消法の対応としては、指定管理者は民間事業者の取り扱いとなるものの、区の施設は「豊島区立」の名称を冠しており、利用者等からも区の施設と認識されているため、原則として区と同等の取り扱いとすることが望ましい。</p> <p>区では、「豊島区 障害者差別解消法指定管理者及び区業務受託事業者対応マニュアル」（以下「障害者差別解消法マニュアル」という。）を平成30年2月に発行（平成31年3月改訂）している。これは、障害者差別解消法に関わる、法律・条例の概要や、対応の具体例、さまざまな障害の特性について分かりやすく解説したもので、適切な対応をするためには、内容を理解する必要があるものである。</p> <p>しかしながら、今回の監査において指定管理者に障害者差別解消法マニュアルが渡されていないことが判明した。所管課は、指定管理者が確認すべき資料を遅滞なく渡すべきであり、また、行政経営課も、各所管課が指定管理者に示すべき資料をもらすことのないよう啓発し、指導されたい。</p> <p style="text-align: right;">（行政経営課）</p>	<p>第2 5. 総括意見</p> <p>(7) 障害者差別解消法に対する対応について</p> <p>障害のある方への対応については、「豊島区 障害者差別解消法指定管理者及び区業務受託事業者対応マニュアル」を活用し、適切な対応を行うよう、指定管理者制度運用指針に記載している。指定管理者が確認すべき資料については、チェックリストを作成するなど、所管課が漏れなく提供できるよう注意喚起を行う。</p> <p style="text-align: right;">（行政経営課）</p>
	<p>所管課等： 行政経営課</p>